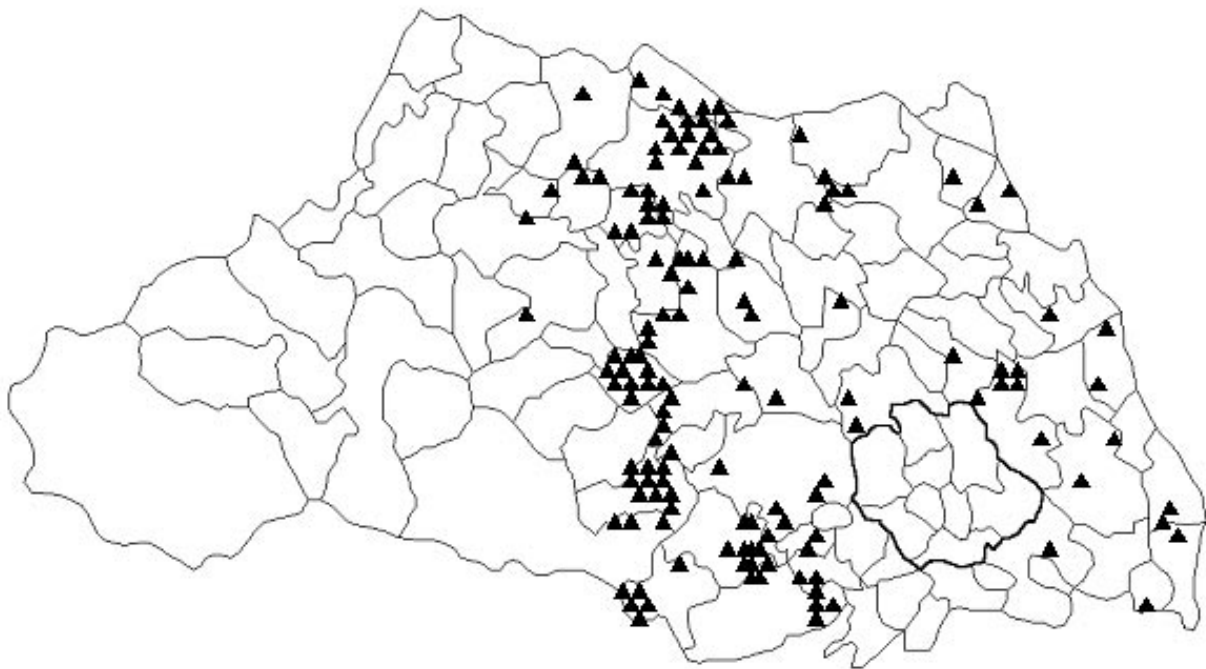


埼玉県のごみ山 (3000m³以上)



2006.10.5 埼玉西部・土と水と空気を守る会 作成

今後の主な日程

ここ数年かけて取り組んできた裁判の判決が、相次いで言い渡されます。以下の通り判決報告集会を行います。皆様ぜひご参加ください。

11/22

13:15 石坂許可取消訴訟判決言い渡し期日

(さいたま地裁 105 法廷判決)

15:00 報告集会 (埼玉総合法律事務所; 裁判所近く)

11/30

16:30~ クリーンサービス操業差し止め訴訟弁論期日

(さいたま地裁川越支部)

12/20

10:55 新明火災損害賠償請求訴訟判決言い渡し期日

(東京高裁 822 号法廷 判決)

12:30 報告集会 (場所未定)

12/22

16:00 石坂・新明報告集会

18:30 祝勝会 or 慰労会 and 忘年会 (所沢; 場所未定)


連絡先; 北浦 04-2943-7578



第 8 号

● 2006 年 11 月発行

◆ 編集・発行所

埼玉西部  土と水と空気をまもる会

発行人; 事務局代表・前田 俊宣

〒 359-0041 埼玉県所沢市中新井 5-1-3-201

TEL: 04-2943-0295

E-mail HZE03164@nifty.ne.jp

URL <http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>

郵便振替 00530-0-40224 「埼玉西部 土と水と空気をまもる会」

3000m³ 以上のごみ山 139 箇所! 鉛汚染土壌確認!

県のごみ山撤去対策あまし!!

2006 年度ゴミ山調査報告とゴミ山対策要望書提出

北浦恵美

10月12日、埼玉県に対し、今年度の当会ゴミ山調査の報告をすると共に、ゴミ山対策を要望してきました。ゴミ山調査の報告としては、

- 【1】 県内の 3000m³ 以上のゴミ山は、埼玉県発表 (2005 年) の 97 箇所を上回る、139 箇所が確認されました。私たちが調査した場所は県内全域ではないため、実際にはこれをさらに上回る可能性がある。
- 【2】 ゴミ山土壌の鉛汚染第 2 報とこれまでの結果総括 ... 昨年度に引き続き、今年度もゴミ山土壌の鉛調査を行なった結果、やはり 50% の確率で鉛に汚染された土壌が発見されました (○箇所中○箇所)。これらのゴミ山を放置することで、鉛など有害な物質による周辺環境の汚染が強く懸念されます。

対策として、

- 1) 県内のゴミ山に関して、汚染・崩落など危険性の緊急調査、行為者・排出者の特定を急ぎ、責任の追求を含めた総合的なゴミ山措置対策計画を早急に立てること。
- 2) ゴミ山による汚染の拡散が始まるおそれがあるので、緊急性のあるものは、ただちに改善命令、措置命令を発出し、代執行も含めた早期の対策を開始すること。
- 3) ゴミ山が巨大な鉛の汚染源であることを踏まえ、全面撤去を原則とした措置をとること。
- 4) 廃棄物の保管基準を、屋内保管の義務など、より一層厳正化する条例を制定すること。
- 5) 産廃税など法定外目的税を早急に制定し、緊急対策の財源とすること。
以上 5 点を要望しました。

また、県のごみ山撤去対策が、敷地内に大量のゴミを残し (3000m³ 以上)、汚水流出防止策もなく、土をかぶせるだけ

のものであることについて、汚染が広がっていく恐れがある上、このまま放置される可能性を高めるものである点等を指摘しました。

そして、所沢市のゴミ山最重要課題とも言える、一向に減らない柳瀬中学校脇のゴミ山；(事業者；株式会社 栄真建設 (代表取締役 平野 栄一 県推定 8000m³) について進捗状況を聞きました。

*平成 17 年 6 月 1 日に保管基準に合致させるよう改善命令を出して同年 7 月末日を期限としたが、履行されていない(保管基準違反の状態は継続)。改善命令以降、これまで(17ヶ月も!)確認できた搬出量は(たったの)1000 立米とのこと。

*それでもこのゴミ山を「搬出中」とかかんがえている(???) * 現社長には頑張っ
て稼いできて早くゴミを搬出しろと言っている(???)。 * 保管基準の処理量 7 日分で切るならすべての業者は潰れる。どこで切るかが問題とのこと(だから問題なの)

*同社には今のところ措置命令は出さない方針。なぜなら生活環境保全上の支障が無いからとのこと(???)

など、全く事態は好転の兆しはありません。「事業者と腹を割って話している」などと対策担当者の野中氏は言っていますが、撤去につながらなければ、そんなことは何の意味もありません。反って、業者の立場からものを言うようになっていたのでは?? と深く懸念を持ちました。改善命令違反状態であることは明白なのですから、告発など厳正な対応をするべきであるのに、ずるずると、現状を追認するような姿勢を見せることは許されません。環境省通知でも、「改善命令違反であるにもかかわらず、告発もせず、催告もせずに漫然と放置するようなことは許されるべきではない」とはっきりと書かれています。子供たちの命と健康がかかっているのです。全く調査もせず、「生活環境保全上の支障がない」などといえるはずはありません。環境省の行政処分
の指針でも、「生活環境保全上の支障のおそれ」とは、科学的立証が求められるものではなく、常人がそのおそれがあると判断できるものであればよいとしています。火災の危険についても、どこでも火事は起こる恐れはあるなどと、放言していました。あきれられるばかりです。



(柳瀬中学校脇のごみ山)

この 10 月 24 日、日テレ「リアルタイム」で埼玉県のゴミ山問題が放映されました。

約 10 分間で、柳瀬中脇のゴミ山、ゴミ山に悩む住民の声、県担当者野中氏が「撤去はできない」などと話す姿が取り上げられ、釜井弁護士が、「ゴミ山は違法な状態。監督権限を持っている県の失態である。それを県は全く自覚していない、そんな態度では今後も繰り返される」と指摘しています。ビデオは事務局にありますので、ご覧になりたい方はお声をおかけ下さい。

クリーンサービスの火災 と問題点

湯澤安治

1. 発見

2006年9月18日(月)敬老の日、午前11時半ごろ、クリーンサービス周辺の粉塵を採取していたところ、保管場内で煙が発生しているのを発見、焦げ臭い臭いが立ちこめていました。よく見ると敷地内南のごみ山の下から、その白煙があがって、折からの強風の南風によって、白煙は北の壁を乗り越えて、敷地外、北の民家まで流れているではありませんか。隣接する民家の人の話では、朝から焦げ臭い臭いがして、どこかで野焼きをしているかと思ったとのこと、場内には誰もおらず、煙の勢いは増え、ごみ山の中でかなりの燃焼が始まっている様子でした。

12時ごろ警察と消防に通報し、現場に来た消防が、梯子で中に入り、消しました。中がくすぶっているということで、30分ほど放水しました。

後日の調査により、17日から18日にかけての夜中に少し、炎も断続的にあがり、炎が消えた後も、ずっと煙は出続けていたことが判明しました。

2. 問題点

- (1) クリーンサービスは、過去繰り返し火災を起こし、今回で3度目になること。
- (2) 日頃より、敷地内では、ごみが長期に渡り山積みにされ、火災予防管理が大変ずさんであること。
- (3) 幅1.8mの道をはさみ、民家と近接しており、民家では火災に対して大変な不安を感じており、二度と繰り返さないよう予防対策を厳しく指導してほしい。
- (4) 煙が、ごみから発生しだした17日朝8時半ごろは、クリーンサービスの敷地内では、従業員が作業をしていたが、煙の発生等に対処せず、放置したこと。

(5) 特に、今回の火災は、蓄熱火災であることがはっきり証明されたわけで、蓄熱火災に対する知識が従業員に徹底されていないこと。

これらを指摘し、クリーンサービスに対する厳正な指導を求める要望書を埼玉県に提出しました。

クリーンサービス操業差 し止め訴訟

北浦恵美

10月12日に、クリーンサービス操業差し止め訴訟期日が川越でありました。原告側からは、クリーンサービスの火災、自然発火の危険により、原告らの生活が脅かされていることを指摘しました。また、クリーンサービスCS周辺に散乱していた廃棄物からアスベストが検出されたこと、CSの作業内容毎の騒音測定値報告、CS粉じんと、前田邸粉塵との元素構成が一致したことから、前田邸粉塵飛散は、CSによるものである可能性が高いとの主張、などなどを出しました。また、今後の立証について、進行期日で裁判所が現地を訪れること、証人尋問等について上申書を提出しました。

その後、裁判長から、

「被告は粉塵が飛散していることは認めるのですか?」と問われた被告側森川弁護士は、「はい、多少のほこりは出ていることはある、しかし、微量であると考えます」と応えました。

裁判長から、こちらの宿題として、

- 1) 主張の骨子を簡略にまとめること 被告の何の行為→被害→差止めの根拠
- 2) 操業の全てを止めることを求めるのならその根拠を示すこと、を求められ、ということで、次回もう一度弁論期日が入りました。

傍聴にご参加下さい。

次回期日 11月30日(木)

16時30分～

クリーンサービス差止め訴訟弁論期日

場所 さいたま地裁 川越支部

新明控訴審結審!

北浦恵美

新明控訴審はいよいよ結審、**判決言い渡しは12月20日10時55分～;東京高裁**となりました。

裁判長から、「原告は、出火原因は何であれ、あのような状態で放置した点に大きな過失がある、という点の判断を求める、ということではいいですね」と確認がありました。新明のしつこい準備書面、書証の数々は、今回初めて、まとめて「陳述」扱いにされ、裁判長は、「内容からいって、原告の反論は特になし、ということね」とあっさり扱われていました。(陳述、というのは、裁判で陳述したということになり、正式に主張として認められる、という意味。)控訴したのは昨年6月、これまで裁判長の示唆(というか指示)もあり、延焼防止をしなかった過失についての主張、証拠を出してきましたが、これについて江見裁判長がどう判断するか、判決を待つばかり、です。

ゴミ山の火災の危険は明らかであるのに、その対策を全くしていなかった業者、県の責任を認めることを期待したいと思えます。

石坂判決期日変更!

前田妙子

11月22日(水)1時15分、石坂裁判の判決がでます。

以前お知らせしたように、当初判決は9月27日にでる予定でした。

ところが、直前になって、延期の連絡が裁判所からありました。数年にわたる長

い裁判にやっと決着がつく、と判決を待ち望んでいた私たちにとってはなんとも長い2ヶ月です。また、「延期」の理由も明らかにされていません。どのような判決が出されるのでしょうか。

石坂はこの間、敷地をどんどん拡張してきました。「花木園」という名で周囲の林を囲い、廃棄物をしきつめた施設を(花木園といっても、虫も鳥も生き物の姿は見えません)20数箇所作っています。(中にはヘリポートまで!)不安がつのる日々です。

11月22日、13時15分、さいたま地裁に来てください。一緒に判決を聞きましょう。この日、14時から、県庁記者クラブで記者会見を予定しています。

さらに、15時から報告集会を、埼玉綜合法律事務所で行います。

たくさんの方々が傍聴に来てくださいますよう!!どうぞよろしくお祈りします。

ここ数年かけて取り組んできた裁判の判決が相次いで言い渡されます。8ページの「今後の主な日程」をご覧ください。是非多数の皆さんのご参加をお願いします。

新座市の金龍土木工業、廃棄物処理法違反により、一審有罪!

森 斌

新座の廃棄物焼却処理事業者「金龍土木工業」が廃棄物処理法違反(不法投棄)によりこの9月、有罪判決を受けました(さいたま地裁;1審)。違反が確定すれば、一切の廃棄物関連許可を取り消されることとなります。金龍土木は控訴。1審裁判を2回傍聴して、分かった範囲の事件の概要を報告します。

被告 (株)金龍土木工業(社長:金井学)、前社長、現場責任者以上3名

- *初めは灰の投棄で捜査が入り、起訴では道路を清掃したときの残土とコンクリートや重機破碎した、ガラを混ぜた「残ガラ」を不法投棄した。
- *「残ガラ」の上に土をかけてカムフラージュもした。
- *直接投棄者は既に死亡。
- *処分が2年間も放置されていたというから、最初の捜査は平成13・14年ごろか。
- *金龍土木は一時、罰金刑なら受け入れる姿勢を示したが、業の取消になる事がわかって姿勢を変えた。

被告側の反論

- *金龍土木は長年投棄者に運搬を依頼していて信頼関係があった。
- *委託したものは残土と認識している。
- *残土と「残ガラ」では処理費が倍近くなるので、わざわざ「残ガラ」を作ることはありえない。
- *領収書などもある。

判決

被告人3者はそれぞれ罰金50万円を支払え。前社長・現場責任者が罰金を払えない場合には5000円×日数分の労役(100日)。訴訟費用は被告が支払う。

理由

投棄した15.2tが廃棄物ではないという証拠はない。残土であるとは認められない。現場検証時にあったものは、投棄したものと同一であると言う証言がある。起訴事実が認められないと言う証拠・証言はない。捜査段階では自白し、裁判では否認している。

略式処分(罰金)なら受け入れる姿勢を示にもかかわらず、裁判で翻したのは反省の態度がない。

(株)金龍土木工業ら被告は控訴しました。金龍土木工業はJR新座駅の西500m位の所で、新座市ではただ一社産業廃棄物の焼却を続けています。新

座市と、(株)金龍土木工業に近接する清瀬市の周辺住民たちは焼却停止や環境保全を求めて交渉してきましたが、(株)金龍土木工業は温度管理記録の閲覧や敷地内の見学にも人数などの制限をつけてくるなどしてきました。

これまでの住民運動の経過

05年12月16日 市民らが3794名の署名を添えて更新不許可要望を埼玉県に提出

05年12月 許可更新(焼却)

06年1月9日 対策会議発足

1月21日 説明会

4月1日 説明会

8月28日 さいたま地裁、裁判(結審)

9月25日 さいたま地裁、裁判(判決)

1月の説明会では社長が変わったこともあり、次回更新では焼却は考えていない、重機破碎による減溶はしない、アスベストは受け入れない、雨水等の対策は取るなど「環境保全協定」の締結を含め、前向きな姿勢が見られました。その後(株)金龍土木工業が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」で裁判にかかっていることが判明し、2回傍聴しました。住民側は、裁判結果、跡地利用など今後考えられる色々なケースについて早急に検討していこうと考えています。

武蔵野跡地プレイパーク請願

河登一郎

9月議会に「いのちの大切さを守り育てるプレイパーク設置のお願い」という請願が周辺住民数百名の署名をつけて提出されました。内容は、(株)武蔵野が産廃ゴミを大量に放置したままの山を公有地化し(所沢市で購入)、子どものプレイパークにして欲しい、という要望です。

私たちは、産廃ゴミをそのままにしての「プレイパーク設置」は大変危険であると考え、この請願の問題点を整理した「意見・要望書」をまとめ、市議会全会派（賛成派・反対派を含めて10会派）と市長に提出しました。

当会「意見・要望書」の要旨

- (1) 対象地は、(株)武蔵野が長期間産廃の違法操業・不法投棄を続けてきた場所で、環境基準を超える鉛が検出されたこともあり、廃掃法違反で責任者が県警に逮捕され有罪判決を受けた場所であることに鑑み、子どものプレイパークにする前に徹底的な土壌汚染調査が不可欠である。(埼玉県は、数年前簡単な土壌調査を行い、環境基準を超えていない、と云う報告を出しましたが、県条例・告示によってこのような場合には、より詳細な調査をすべきことが明記されています。)
- (2) 高濃度の汚染が検出された場合の地下埋蔵物を含む汚染土壌撤去費用は、かなり高額に上る可能性があります。この場合の費用負担者は排出事業者を含む汚染責任者の責任を法律に準拠して厳しく追及した上で、このような状態を永年放置してきた行政(埼玉県と所沢市＝納税者)も応分の負担を覚悟すべきと考えます。自治体は、地方自治法・地方財政法の大原則:「最小の経費で最大の効果」をあげる義務があり、「捨てる得」を許すと所沢にごみが集中します。これ以上のゴミ山を許さない厳正な措置をとることが必要です。

市議会では、最終日に採決にかかりました。当初、請願紹介議員会派などにより過半数で採択される可能性が高いと心配していましたが、当会の説得がそれなりに効果あったのか、賛成討論はなく、反対討論に代えて反対派議員が当会の「意見・要望書」を全文読み上げました。

採決結果は、僅差でしたが、請願は採択されませんでした。「これは、市議会の良識の結果だと思っています。」

私たちは、この請願に反対はしましたが、それは上記のような明確な根拠に基づくものであり、市内に放置されている「ゴミ山」がそのまま良いと思っているわけではありません。昨年から今年にかけて、埼玉県内に100ヶ所以上放置されている3,000m³を超える巨大ゴミ山の実態を調査して県に提言しましたが、このうち、特に問題が大きい対象について、具体的な運動を進めたいと思っています。

((株)エム・クリーン

森 斌

フラワーヒルと東急団地の間、大生病院の北の狭山市水野に(有)エム・クリーンという廃棄物処理業者があります。この業者がパイオニアの北の所沢新町に「チップ堆肥置場(合計405m³)」を設置するという問題が発生しました。所沢新町は予定地の周辺に新しい住宅が増えているだけでなく、細い道をはさんで南に接する花園町は大きな住宅街です。

●経過

05年11月

(有)エム・クリーンが隣地住民に同意を求める

12月12日

所沢市農業委員会に所沢新町有志による反対の要望書提出

06年1月14日

「所沢新町・花園地区環境対策協議会」設置

3月3日

2417名の署名を添えて所沢市農業委員会に「要請書」・所沢市長に「陳情書」提出

5月13日

第1回話し合い(住民、約100名。業者・不動産業者・代理人、6名出席:具体的な説明には入らず)所沢市議会に請願書提出

6月13日

「チップ堆肥置場」設置反対請願、所沢市環境常任委員会にて採択(9名全員一致)

7月9日

住民説明会(住民約120名参加、業者出席せず)

7月13日

所沢市に陳情

7月24日

所沢市農業委員会、許可相当

10月28日

住民説明会(住民85名、業者側5名出席:代理人事業計画説明、住民側から多岐にわたって質問)

11月12日

住民説明会(予定)

●5月13日の説明会で明らかになったこと

- *地権者所有の農地は既に売買契約がなされ、土地代金は全額支払済(農地転用の許可は降りていない)であること。
- *土地には、既に仮登記がなされていること。
- *代理人(弁護士)の行う業務は、農地転用が行われるまでであること。
- *事業者が事業を遂行する為に問題が発生しても、その責任は全て事業者に帰するものであり、代理人は一切責任をおわないこと。
- *隣接住民の同意は必要としないこと。
- *説明会は、住民の要望を取り入れて行うものであり、長期にわたる説明会を行う意思は無いこと。

本社が不法建築であることが判明したこともあって所沢市環境常任委員会では

設置反対請願が採択されたものの、農業委員会では持ち込まれる堆肥に「問題なし」と判断しました。そして地域の多くの住民が提出した「反対」の要望・陳情・請願を無視して「許可相当」という結論を出し、その結果、県の許可が下りようとしています。

●10月29日の説明会で明らかになったこと

持ち込むのが堆肥なのに、説明はマルチング(公園の歩道などの敷き詰め材)用チップであったり、販売見込みや建造物の具体的な説明が出来ないなど、かなり杜撰な計画であることがわかりました。また、堆肥そのものも良く理解していないようなありさまでした。

そのため、火災・臭気・騒音・キノコ・レジオネラ菌など等の住民からの質問に余り答えられず、次回説明会で解答する項目が数多く出てしまいました。

クリスマスバザーのお知らせ

12月17日(日)10時~3時、恒例のクリスマスバザーを開催します!

場所はいつもの美原町3丁目生活クラブ生活館を予定しています。献品募集中です(不用品・美品に限らせていただきます)。手作りのクリスマスのお菓子やリース、手作り品なども出品予定です。みなさま是非お出かけ下さい。(連絡先;北浦 04-2943-7578)

